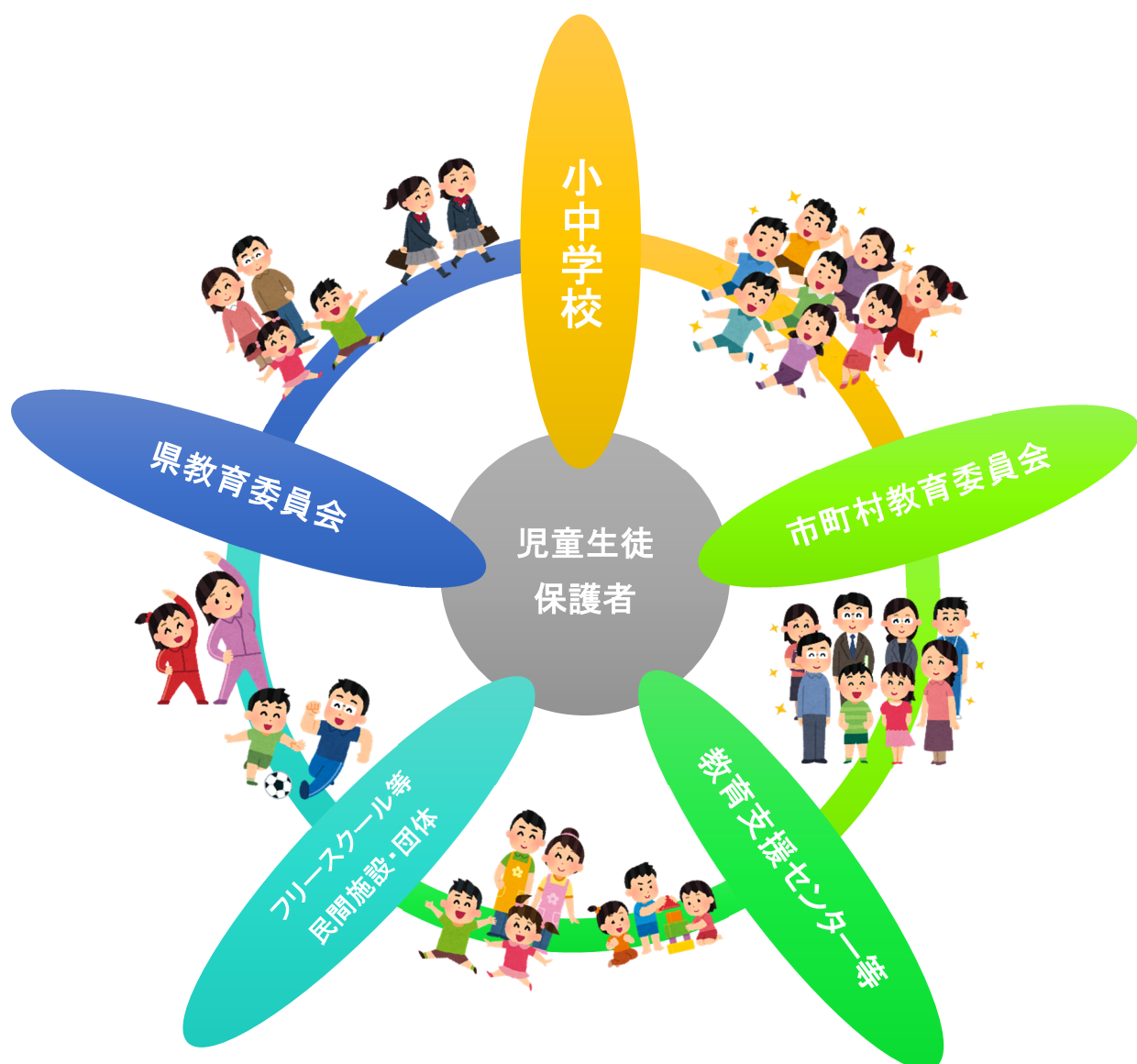


学校以外の場で学ぶ児童生徒を支援 するための連携に関するガイドライン



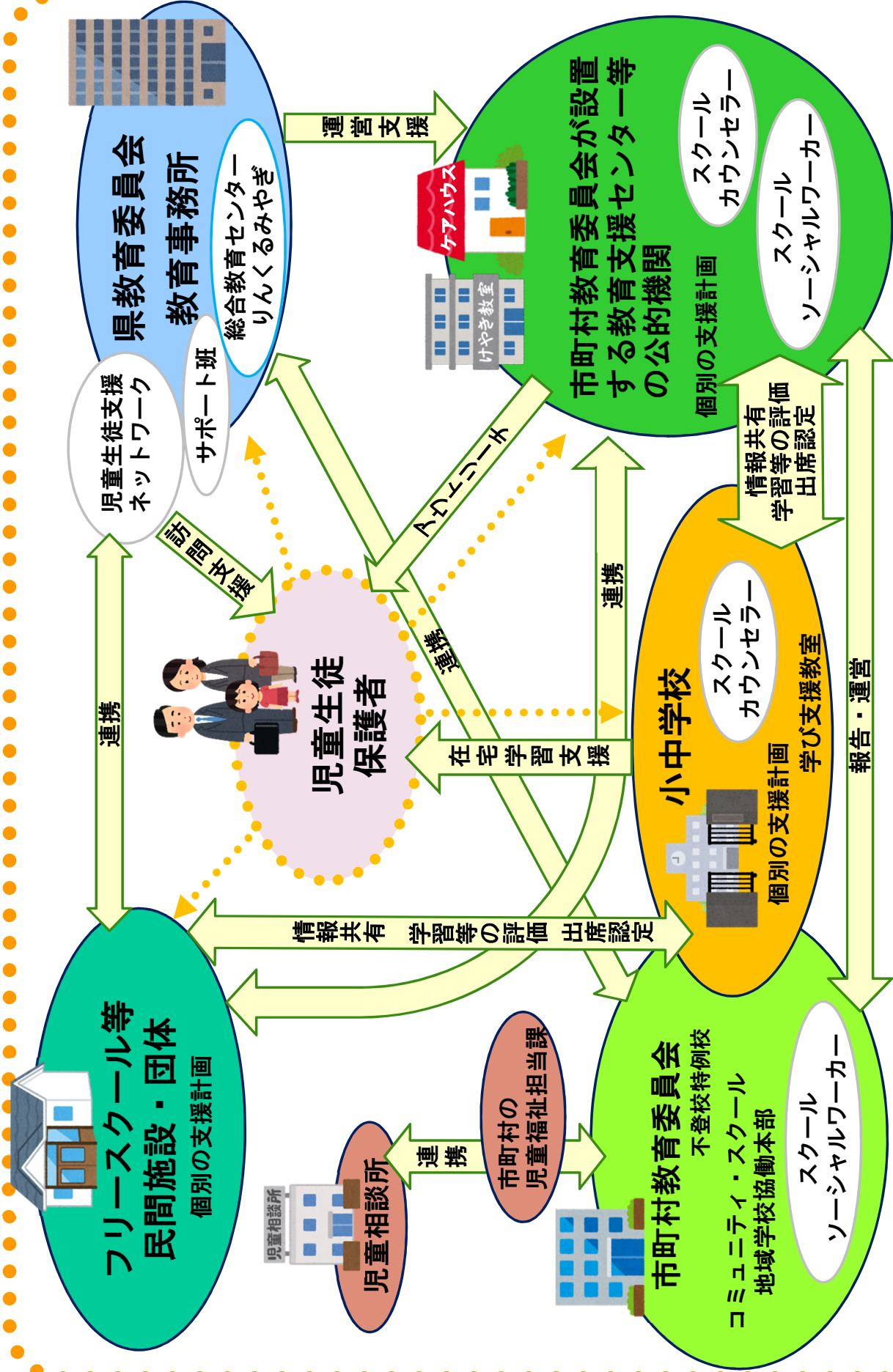
宮城県教育委員会

令和5年2月

目 次

◎ 学校以外の場で学ぶ児童生徒を支援するための連携について	・・・	1
I はじめに	・・・	2
1 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」		
2 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」		
3 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」		
4 「小学校 学習指導要領」		
5 「みやぎ子ども・子育て県民条例」		
◎ 様々な悩みを抱える児童生徒等への支援のために	・・・	5
II-1 市町村教育委員会	・・・	7
1 長期欠席者の早期把握と取組		
2 フリースクール等民間施設・団体の把握と連携		
3 適切な評価への指導助言		
4 設置者としての出欠の取扱いに係る方針や考え方の明示		
5 他機関との連携		
II-2 市町村教育委員会が設置する教育支援センター等の公的機関 （教育支援センター・みやぎ子どもの心のケアハウス・けやき教室）	・・・	9
1 支援の在り方について		
2 学校との連携		
3 他機関・民間施設等との連携		
III 学校	・・・	11
1 支援の在り方について		
2 公的機関・民間施設等で学ぶ児童生徒への支援について		
3 家庭で学ぶ児童生徒への支援について		
4 家庭との連携		
5 他機関との連携		
6 中学校卒業後の支援について		
IV フリースクール等民間施設・団体	・・・	15
1 支援の在り方について		
2 学校，市町村教育委員会（教育支援センター等の公的機関）との連携		
3 家庭との連携		
4 進路について		
◎ 資料「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」より	・・・	17

◎ 学校以外の場で学ぶ児童生徒を支援するための連携について



教育機会確保法・文部科学省通知等

みやぎ子ども・子育て県民条例

I はじめに

学校に行けなくなることは、どの児童生徒にも起こり得ることであり、登校していないというだけで問題行動であると受け取られないように配慮し、そのような児童生徒の最善の利益を最優先に考え、支援を行うことが重要です。

本県では、「どこにいても誰かとつながっている」をコンセプトに、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指した児童生徒一人一人の状況に応じた必要な支援となるよう、その取組を進めているところです。学校に行けずに苦しむ児童生徒や保護者に対しては、状況によっては休養が必要な場合があることや学校に行けなくても心配する必要はないというメッセージをしっかりと伝え、児童生徒の意思を十分に尊重し、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うことが大切です。また、児童生徒の心の状況は折々で変化することから、児童生徒の状況を継続的に確認し、本人の意思を尊重しつつ、状況に応じた適切な支援が可能となるような多様な学習機会・教育機会の確保が求められています。

県教育委員会では、教育機会確保法及び基本指針に基づき、市町村教育委員会、市町村教育委員会が設置する教育支援センター等の公的機関、学校、多様な教育機会を提供しているフリースクール等民間施設・団体が相互理解に基づく連携を更に進め、児童生徒やその保護者を中心に据えた支援体制の構築に資するため、本ガイドラインを策定しました。また、児童生徒やその保護者を中心に据えた適切な支援が継続して行われるよう、本ガイドラインの周知に努めるとともに、必要な情報収集や理解促進に努め、連携推進に向けて市町村教育委員会、教育支援センター等の公的機関、学校、フリースクール等民間施設・団体に働き掛けてまいります。

なお、県教育委員会が行っている具体的な施策等につきましては、市町村教育委員会や民間施設・団体による支援の取組とあわせて、5～6ページに掲載しております。この他にも、児童生徒や保護者が信頼し、連携している多様な居場所等がある場合には、本ガイドラインの内容を踏まえ、積極的に連携を進めていくことが求められます。

本ガイドラインの趣旨を十分ご理解いただき、市町村教育委員会、教育支援センター等の公的機関、学校、フリースクール等民間施設・団体が相互理解に基づいた連携の下、児童生徒や保護者を中心に据えた支援の一層の充実が図られるよう、県教育委員会としましても後押ししてまいります。



<知っていますか？ 関係する法律等> ※一部抜粋 連携に関する部分（下線部）

1 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」
(平成28年12月14日公布)

「第3条 基本理念」

- 1 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている実情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会を確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 5 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

「第13条 学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援」

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

2 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」
(平成29年3月31日策定)

「教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援」

不登校児童生徒の多様な状況に応じたきめ細かい支援を行う等の観点から、地域の実情に応じ、教育委員会・学校と多様な教育機会を提供している民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組を推進する。特に、教育委員会等と民間の団体が継続的に協議を行う連携協議会の設置や公と民との連携による施設の設置・運営など、先進事例の紹介等の取組を通じて両者の連携を推進する。また、相互評価に関する調査研究を行うなどして、民間の団体の間における自主的な連携協力を後押しする。

3 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」

（令和元年10月25日付け文部科学省通知）

「不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保」

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。

4 「小学校 学習指導要領」

（平成29年3月告示）

第1章 総則 第4 児童の発達への支援

2 特別な支援を必要とする児童への指導（3）不登校児童生徒への配慮

不登校児童への支援の際は、不登校のきっかけや継続理由、学校以外の場において行っている学習活動の状況等について、家庭訪問も含めた継続的な把握が必要である。さらに、不登校児童の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様な適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援することが必要である。

不登校児童の保護者に対し、不登校児童への支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供及び指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱等を周知することも重要である。

5 「みやぎ子ども・子育て県民条例」

（令和4年3月18日 一部改正）

第一章 総則（目的）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援に関し、基本理念を含め、県の責務並びに保護者、県民、地域社会及び事業者の役割を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが教育の機会を確保され、社会の一員として健やかに成長し、将来自立した大人となることのできる環境の整備を図り、もって、持続的な地域社会の発展に資することを目的とする。

第二章 基本的施策等 第一節 子どもの健やかな成長の促進

（子どもの成長に応じた切れ目のない教育及び支援）

第8条 県は、子どもが乳幼児から自立した大人になるまで、その成長に応じた適切な教育及び支援を切れ目無く受けることができるよう、関係機関との連携の強化その他の必要な体制の整備を図るとともに、必要な取組を行うものとする。

第三章 支援体制の整備等（広報）

第26条 県は、子ども・子育て支援に関し、県民が必要な情報を適時かつ適切に得て、理解を深めることができるよう、市町村その他の関係機関と連携し、広報活動を行うものとする。

◎ 様々な悩みを抱える児童生徒等への支援のために（その1）

児童生徒・保護者・小中学校教職員用

役割等	対象		相談方法	相談可能場所	申込み・申請方法など
	児童生徒	保護者 教職員			
スクールカウンセラー	○	○	面談 電話	学校	○各学校の担当者に電話等で予約 ○学校によっては相談室に直接電話等で相談・予約可能
教育事務所 専門カウンセラー	○	○	面談 電話	学校(教職員) 教育事務所	○各教育事務所に電話予約(月～金曜日) ○電話番号・相談日・予約状況については、各教育事務所のホームページに掲載
教育事務所 在学青少年育成員	○	○	面談 電話	学校(教職員) 教育事務所	○各教育事務所に電話予約(月～金曜日) ○電話番号・相談日等については、各教育事務所のホームページに掲載
スクール ソーシャルワーカー	○	○	面談 電話	学校 家庭 公共施設	○各市町村教育委員会担当課等に電話で予約 ○市町村により配置に違いがある点に留意
児童生徒の心のサポート班 ①東部教育事務所内 ②大河原教育事務所内	○	○	面談 電話	学校 家庭 公共施設	①東部教育事務所(石巻市) Tel.0225-98-3341(直通) ②大河原教育事務所(大河原町) Tel.0224-86-3911(直通) ★学校支援等の要請の場合には、派遣申請書を提出
宮城県総合教育センター りんくるみやぎ	○	○	面談 電話	総合教育センター	○不登校等に関する相談について Tel.022-784-3567 ○発達支援に関する教育相談について Tel.022-784-3563
教育支援センター・子どもの 心のケアハウス・けやき教室	○	○	面談 電話	学校 家庭 けやき ケアハウス 教育支援センター	○教育支援センター・ケアハウスに直接電話等で相談 ○来所による相談も可能
フリースクール等民間施設・ 団体	○	○	面談 電話	民間施設	○各施設に直接問い合わせ

教室・家庭以外の場所での支援等を希望するならば

学び支援教室	○		面談 電話	学校	○各学校に相談 (R4年度は24市町38校に設置)
教育支援センター・子どもの 心のケアハウス・けやき教室	○	○	面談 電話	学校 けやき 民間施設 教育支援センター	○見学・体験通所→通所面談→結果通知→申請→決定通知 ○詳細はリーフレットを参照または市町村教育委員会に連絡
フリースクール等民間施設・ 団体	○	○	面談 電話	民間施設	○各施設に直接問い合わせ

家庭訪問による支援等を希望するならば

訪問指導員	○			学校 家庭	○各市町村教育委員会担当課に電話で申請書記入 ○各市町村教育委員会各教育事務所に学青少年育成員
教育支援センター 子どもの心のケアハウス	○	○	面談 電話	家庭	○面談→結果通知→申請→決定通知 ○詳細はリーフレットを参照または市町村教育委員会に連絡

◎ 様々な悩みを抱える児童生徒等への支援のために（その2）

市町村教育委員会・学校用

名称	役割等	対象			申込み・申請方法など
		児童生徒	保護者	教職員	
教育事務所 専門カウンセラー	教育事務所での相談に加えて、スクールカウンセラーとも連携して心のケアを行う。学校のケース会議等の参加もできる。	○	○	○	○各教育事務所に電話予約（月～金曜日） ○電話番号・相談日・予約状況については、各教育事務所のホームページに掲載
教育事務所 在学青少年育成員	教育事務所専門カウンセラーや訪問指導員と連携した支援を行う。教育事務所での相談も行う。		○	○	○各教育事務所に電話。 ○電話番号・相談日等については、各教育事務所のホームページに掲載
訪問指導員	週に1,2回(1回3時間程度)の学習支援を継続して行う。学校(別室)での指導もできる。児童生徒と保護者の同意が必要。	○			○学校→市町村教育委員会→派遣要請→当該教育事務所→派遣
児童生徒の心のサポート班 ①東部教育事務所内 ②大河原教育事務所内	教育職・心理職・福祉職の3職種が、様々な場所に向いて継続的に支援する。学校のケース会議等の参加もできる。市町村教育委員会からの支援要請に迅速に対応。	○	○	○	①東部教育事務所 (石巻市) Tel.0225-98-3341 (直通) ②大河原教育事務所 (大河原町) Tel.0224-86-3911 (直通) ★学校支援等の派遣要請の場合には、派遣申請書を提出
けやき支援員	けやき教室やケアハウス等における児童生徒の学習支援を行う。希望する施設等に派遣する。	○			○市町村教育委員会→派遣要請→義務教育課→派遣
けやきフレンド	大学生等のボランティアを派遣して、けやき教室やケアハウス等における児童生徒の学習支援の補助を行う。希望する施設等に派遣する。	○			○市町村教育委員会→派遣要請→義務教育課→派遣
スクールソーシャルワーカー スーパーバイザー	県内各市町村に派遣しているSSWへのスーパービジョン(助言や支援・指導)及び市町村教委や学校等へのコンサルテーション(助言、研修会講師等)を行う。	○	○	○	○市町村教育委員会→派遣要請→義務教育課→派遣
心のサポートアドバイザー	心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等支援チームの一員として、主に心のケア支援員配置校の訪問による助言、義務教育課における電話相談の対応、市町村教育委員会からの緊急要請に応じた学校支援等を行う。	○	○	○	○学校→市町村教育委員会→派遣要請→義務教育課→派遣
スクールサポーター	県内小中高に元警察官や元教員を派遣し、生徒指導や健全育成に関わる活動支援による非行防止活動等を行う。(1・2か月常駐、延長あり)	○		○	○学校→市町村教育委員会→派遣要請→警察署→県警少年課→派遣 (宮城県警少年課所管事業)
スクールロイヤー	いじめ予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決を支援し、児童生徒の最善の利益を守るため、法律の専門家を活用し、法的側面から学校に指導助言を行う。			○	○学校→派遣要請→市町村教育委員会→各教育事務所

Ⅱ-1 市町村教育委員会

市町村教育委員会においては、登校していない児童生徒への支援・指導に関する教職員の意識を更に高めるとともに、学校が、家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、児童生徒に対する早期の支援を図るための体制づくりを支援することが重要です。

1 長期欠席者の早期把握と取組

各学校の長期欠席者の児童生徒の現状を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、個々の児童生徒に応じた組織的・計画的できめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立に向けて進路の選択肢を広げる支援を行うことが重要です。また、児童生徒の状況によっては、休養が必要な場合があることにも留意が必要です。

2 フリースクール等民間施設・団体の把握と連携

地域における民間施設等の実態については、「別添3 民間施設のガイドライン（試案）」を参考にしながら必要に応じて訪問等を行い、施設・設備、指導者等に関することや、在籍児童生徒数、活動及び支援の内容等を把握し、それらの情報を適宜学校へ提供することが求められます。また、域内の民間施設・団体とは情報交換を行いながら、日頃から信頼関係を構築しておくことが望まれます。特に、所管する学校に在籍する児童生徒が通所している域内の民間施設等に関しては、児童生徒の安全・安心が十分に確保されているかどうかや、施設における活動及び支援が個々の児童生徒の社会的自立につながっているかどうか等について、必要に応じて訪問等によって把握し、支援の充実に向けて連携することが求められます。さらに、学校や教育支援センター等の公的機関、フリースクール等民間施設・団体等とともに研修を行うことも望まれます。

3 適切な評価への指導助言

児童生徒が学校以外の施設において相談・指導等を受けるとき、努力する姿を適切に認め、励ますことは重要です。当該施設における相談・指導が児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、設置者である市町村教育委員会等と十分に連携した上で、校長は、指導要録上出席扱いとすることができ、当該施設とは、市町村教育委員会が設置する教育支援センター等の公的機関はもとより、民間の相談・指導施設等も考慮されます。設置者である市町村教育委員会等は、校長が適切

に判断し、評価等ができるよう、認識を共有するとともに、助言していく必要があります。

※「指導要録」とは、在籍する児童生徒の学籍・学習・行動・出欠などについて記録したもの

4 設置者としての出欠の取扱いに係る方針や考え方の明示

一人一人の状況や学校、地域の実態に応じ、児童生徒の努力を学校として評価し、将来的な社会的自立に向けた進路選択を支援するという趣旨から、市町村教育委員会において、指導要録上の出欠の取扱いに係る方針や考え方を明示しておくことが必要です（文部科学省の通知「不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年10月25日）」の「別記1」参照）。

この方針や考え方には、必要に応じて、校長が民間施設等を訪問した際の視点等を示すなどし、学校及び当該施設等で共有しておくことが望まれます。また、既に方針や考え方を示している場合でも、随時、児童生徒の現状に合ったものになるよう見直していく必要があります。

5 他機関との連携

- (1) 市町村教育委員会は、教育支援センターの整備に関し、教育委員会規則の策定や指導体制の充実等、必要な方策を講じることが求められます。また、民間施設等に運営の一部または全てを委託する「公設民営」という連携も考えられます。
- (2) 市町村教育委員会は、管轄地域以外の教育支援センター等の公的機関との連携・協力、更には児童相談所や市町村の児童福祉担当課、医療機関等との連携が適切に図れるよう配慮する必要があります。

地域におけるフリースクール等民間施設・団体に関する情報や施設を訪問する際の視点等を市町村教育委員会がまとめ、学校や民間施設等と共有することで、連携の促進を図りましょう。



Ⅱ-2 市町村教育委員会が設置する教育支援センター等の公的機関 (教育支援センター・みやぎ子どもの心のケアハウス・けやき教室)

市町村が設置・運営する教育支援センター等(みやぎ子どもの心のケアハウス・けやき教室を含む)は、教育相談窓口として主に心のケアを行う「心サポート機能」、社会的自立や自らの意思により学校復帰を希望する児童生徒への支援を行う「自立サポート機能」、学校に登校できない児童生徒の学習支援を中心とした「学びサポート機能」の3機能を複合的に行います。

1 支援の在り方について

- (1) 児童生徒の心身の状況や家庭環境、それまでの学校生活等を踏まえた的確な見立て(アセスメント)に努め、関係機関と連携しながら、個別の支援計画を作成・共有する必要があります。その際には、児童生徒が在籍する学校関係者はもとより、心理や福祉等の専門家(スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等)を含めて検討することが望まれます。場合によっては、心身の休養を優先することも必要です。
- (2) 相談・支援に関しては、共感的な理解に立ちつつ、児童生徒の自立を支援する立場から実施することが必要です。
- (3) 各教科等の学習指導に関しては、学校と連絡を取り、教育支援センター等及び児童生徒の実情に応じて実施していくことが必要です。
- (4) 指導内容は、児童生徒の実態に応じて適切に定め、個別指導とあわせて、教育支援センター等及び児童生徒の実情に応じて集団指導を実施することが求められます。その際、児童生徒の実情に応じて、体験活動等を取り入れることも大切です。
- (5) 通所が困難な児童生徒については、学校や他機関との連携の下、家庭訪問による相談・指導等を設定し、地域、児童生徒の実情に応じ適切に実施することが望まれます。
- (6) 通所している児童生徒の進路については、在籍している学校と連携を図り、当該児童生徒及び保護者に多様な選択肢を適切に提供していくことが望まれます。
- (7) 教育支援センター等の公的機関は、児童生徒の保護者に対しても、民間施設・団体との連携を図り、それぞれの態様に応じた適切な助言・援助を行うことが求められます。

※「個別の支援計画」は、「ケース会議」の対象となる援助ニーズの高い児童生徒についてアセスメントに基づくプランニングを行い、具体的な支援策を明示するために作成されるものです。特別支援教育における「個別の教育支援計画」とは異なります。特定の様式はありませんので、各学校で使いやすいものを作成することが求められます。(生徒指導提要P84 令和4年12月 文部科学省 参照)

2 学校との連携

- (1) 児童生徒への支援の充実のため、定期的な連絡会、個別の支援計画に基づいた情報交換、支援の進め方に関するコーディネート等、学校と緊密な連携を行う必要があります。進路に関する情報についても、共有していくことが望まれます。
- (2) 学校復帰の意思がある児童生徒については、学校復帰後においても、必要に応じて学校との連携を図り、継続的に支援を行うことが望まれます。
- (3) 教育支援センター等の職員は、守秘義務に配慮した上で、本人、保護者の意向を確かめ、学校と学習成果等を共有することが大切です。
- (4) 教育支援センター等の職員は、学校に対して、学校に登校していない児童生徒への対応や未然防止について、専門的な指導・助言・啓発を行うことが求められます。
- (5) 施設や備品等の教育環境については、学校に協力を求めることも考えられます。

3 他機関・民間施設等との連携

- (1) 教育支援センター等は、他の教育センターや社会教育施設などの教育機関や市町村児童福祉担当課・児童相談所、警察、病院、ハローワーク等の関係機関との連携を適切に図り、地域ぐるみのサポートネットワークづくりに努めることが必要です。
- (2) 教育支援センター等は、フリースクール等民間施設・団体の情報について、市町村教育委員会と共有し、児童生徒やその保護者が希望する場合は、民間施設・団体と積極的に連携を図ることが望まれます。
- (3) 必要に応じて、教育支援センター等とフリースクール等民間施設・団体の職員で研修会を開催したり、保護者会等を実施したりすることが望まれます。

<学校、ケアハウス、フリースペースが相互に連携して支援した例>

児童Aは、小学校3年生の頃から遅刻や早退、別室登校を行ってきましたが、小学5年生になって、学校に行けなくなりました。学校の勧めでケアハウスの見学や体験活動に何度か参加していく中で、本人との会話や活動等を一緒に行ったケアハウス職員から、「まずは、本人にとって安心できる居場所が必要ですね」という助言を受け、本人が希望するフリースペースBを紹介してもらいました。親子で見学に行ってみると、本人の興味を持っていることから始める支援計画の提案がありました。その後、フリースペースBから学校に連絡し、互いに連携して支援計画を作成したことで、具体的な支援につながりました。



Ⅲ 学校

学校は、全ての児童生徒が楽しく安心して豊かな学校生活を送ることができよう魅力ある学校づくりを目指すとともに、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の発見とよさや可能性の伸長を図りながら、児童生徒や保護者との信頼関係に基づいた教育活動を展開することが重要です。

1 支援の在り方について

- (1) 児童生徒や保護者の思いや願いを丁寧に傾聴し、その思いや願いに寄り添った支援に努めることが重要です。また、児童生徒の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒一人一人の主体性を生かした多様な教育機会の確保を図っていくために、情報を適切に提供することが求められます。
- (2) 児童生徒や保護者への支援については、学級担任のみならず教育相談担当教師など他の教師もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフと連携・分担するなど、学校全体で支援を行う体制づくりが求められます。
- (3) 児童生徒が自らの意思で登校した場合には、温かい雰囲気迎え入れられるような学級づくりに努めるとともに、学び支援教室や保健室、相談室や学校図書館等の別室も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるよう支援について配慮することが重要です。

2 公的機関・民間施設等で学ぶ児童生徒への支援について

(1) 個別の支援計画の作成

個々の児童生徒ごとに、個別の支援計画を作成することが求められます。その際には、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして作成に当たることが望まれます。状況によっては、公的機関・民間施設等と一緒に作成することも考えられます。また、児童生徒一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクール等民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保できるよう適切に情報提供を行う必要があります。特に、児童生徒や保護者と学校の関係が十分構築されていない場合には、民間施設等の協力を得ながら調整していくことも必要です。

(2) 関係機関との情報共有と連携について

個別の支援計画は、関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものです。必要に応じて、教育支援センター等、民間施設・団体、医療機関、市町村児童福祉担当課・児童相談所等、関係者間での情報共有や、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎへの活用が有効です。なお、情報共有に当たっては、児童生徒や保護者に了承を得るなど、個人情報の取扱いに十分留意することが重要です。また、支援の進捗状況に応じて、定期的に計画を見直すことが必要です。

教育支援センター等やフリースクール等民間施設・団体から、学校の施設や備品等の教育環境について相談があった場合には、学校が可能な範囲で連携・協力することも望まれます。

(3) 出席の取扱いについての考え方

児童生徒が学校外の公的機関や民間施設等において、支援・指導等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、市町村教育委員会が示した方針・考え方や国の要件を満たしていることが求められます（文部科学省の通知「不登校児童生徒への支援の在り方について(令和元年10月25日)」「別記1」参照）。また、個別の支援計画に基づき、支援・指導の内容等が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかを訪問等で確認し、判断することが重要です。

(4) 児童生徒の適切な評価

学習状況や児童生徒の成長を文章記述等により児童生徒や保護者に伝えることは、児童生徒の学習意欲を喚起し、自立を支援する上でも大きな意義があるとともに、次年度以降の支援の改善に生かすという観点からも有効です。学校は、児童生徒の頑張りを認める肯定的な評価等を適切に行って指導要録に記入したり、通知表やその他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設等に積極的に伝えたりすることが重要です。そのためには、児童生徒の学習状況や成果物等に関して、公的機関や民間施設等から積極的に情報収集することが望まれます。

<校長が他県のフリースクールへの通所を支援した例>

隣県のフリースクールにおいて相談・指導を受けている生徒に対して、通所に要する交通費の負担軽減を支援するため、通学用定期券を活用できるよう、校長が申請に必要な書類（通学証明書等）を発行した例もあります。（平成5年文部科学省が認めています。）

3 家庭で学ぶ児童生徒への支援について

家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ、必要に応じ、福祉、医療及び民間施設・団体等の関係機関や関係者と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを確実に行うなど継続した組織的・計画的な支援を行うことが重要です。

(1) 個別の支援計画の作成

個々の児童生徒が学校に登校しなくなったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要です。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、個別の支援計画を作成することが望まれます。

(2) ICT の活用

自宅において、個別の支援計画にしたがって ICT 等を活用した学習活動を適切に進めることが望まれます。その際には、児童生徒の頑張りを認め、児童生徒や保護者等に伝えることが、次の学習意欲を高めることにつながります。

(3) 体験活動プログラム等の活用について

体験活動においては、児童生徒の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等が期待されます。青少年教育施設等の体験活動プログラムについて、紹介することも有効です。

(4) 出席扱いとする場合の考え方について

自宅において市町村教育委員会、学校、学校外の公的機関または民間事業者が提供する ICT 等を活用した学習活動を行っている児童生徒について、計画的な学習プログラムに基づいており、訪問等（訪問指導員や教育支援センター等職員を含む）により対面指導が適切に行われている場合には、校長は市町村教育委員会と十分な連携をとって指導要録上出席扱いとすることができます。（文部科学省の通知「不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年10月25日）」「別記2」参照）

<学校やケアハウスで ICT を活用して支援した例>

県内の学校でも、家庭やケアハウスで学習に取り組む児童生徒に対して、教室で行っている授業を配信することで、同じ時間帯に授業を受ける試みを進めています。

授業の前後には、担任の先生や教科担当の先生と交流することも可能です。さらに、学校や学級、友達の様子なども直接感じることができます。



4 家庭との連携

児童生徒や保護者の思いや願いを丁寧に傾聴し、その思いや願いに寄り添った支援に努めることで、当該児童生徒及び保護者との信頼関係を構築し、常に連携・協力していくことが重要です。必要に応じて、教育支援センター等、民間施設・団体、医療機関、市町村福祉担当課・児童相談所等の協力も大切です。

5 他機関との連携

児童生徒や家庭の状況に応じて、教育支援センター等、民間施設・団体、医療機関、市町村福祉担当課・児童相談所等の関係機関や関係者と連携・協力していくことが大切です。

6 中学校卒業後の支援について

(1) 進路に関する自己決定及び自己実現に向けた支援

中学校卒業後の進路に関しては、本人の思いを第一に据え、学校や家庭、学校以外の学びの場等が連携し、高等学校やサポート校等に関する様々な情報を適宜提供しながら、自己決定及び自己実現に向けて支援していくことが必要です。情報収集に当たっては、地域の高等学校等との連携を図るほか、教育事務所の不登校支援ネットワーク会議等を活用するなどして、当該生徒及び保護者に多様な選択肢を提供できるようにすることが望まれます。

(2) 進学先への引継ぎ

当該生徒の状況や社会的自立に向けた支援等、進学先の学校への丁寧な引継ぎを行うことが、その後の生徒の生活を支えることとなります。また、休みがちな生徒や学校生活に困難を抱える生徒等についても情報を共有し、進学後の円滑な支援につなげることが望まれます。

(3) 中学校卒業後も「どこにいても誰かとつながっている」体制

中学校卒業時に進路が決定していない生徒については、市町村の保健福祉担当課に確実に引き継ぎ、切れ目のない支援につなげる必要があります。また、本人の意思がある場合には、卒業後の学ぶ機会に関して情報提供するなど、柔軟で幅広い対応が求められます。

<学校の教育相談にケアハウスやフリースクール関係者が参加した例>

学校が行う教育相談の場に、ケアハウスやフリースクール関係者が同席し、生徒や保護者の状況や思いを分かりやすく伝えることで、相互理解を深めた例もあります。



また、ケアハウスやフリースクールでの相談の場面に、担任の先生が参加することも考えられます。お互いの連携を生かし、必要に応じた効果的な対応が必要です。

IV フリースクール等民間施設・団体

県内には、多くのフリースクール等民間施設・団体があり、運営状況、規模、活動内容等は様々です。法人、個人は問いませんが、実施者が学校に登校していない児童生徒に対する相談・指導等に関する理解と知識を有しており、そのような児童生徒に対する支援を行うことを主たる目的として運営されることが求められています。また、著しく営利本位でなく、料金が明確にされ、保護者等に情報提供がなされることも、求められています。体罰などの不適切な指導や人権を侵害するような行為が、決して行われないう留意する必要があります。

1 支援の在り方について

- (1) 児童生徒の受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒の性格傾向や発達特性等の状況の把握が行われていることが重要です。
- (2) 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、児童生徒の状況に応じた支援が行われていることが重要です。
- (3) 児童生徒の支援内容について、保護者等に情報提供がなされることが求められます。

2 学校、市町村教育委員会（教育支援センター等の公的機関）との連携

- (1) 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校とフリースクール等民間施設・団体が相互に児童生徒やその家庭を支援するために情報交換を行い、学校との間に連携・協力関係が保たれていることが大切です。
- (2) 必要に応じて個別の支援計画を作成したり、学校が作成した個別の支援計画を共有したりすることで、支援の観点の一つとして取り入れていくことが必要です。
- (3) 個別の支援計画を参考に行ったフリースクール等民間施設・団体での学びや活動については、学校が支援について見直したり、児童生徒の頑張りを認める肯定的な評価等への参考にしたりできるよう、積極的に学校に情報提供することが大切です。また、学校の施設や備品等の教育環境については、学校に協力を求めることも考えられます。
- (4) 学校と保護者との連携・協力が十分ではない場合には、調整役として相互を補完する役割を果たすことが望まれます。
- (5) 学校復帰の意思がある児童生徒については、学校復帰後においても、必要に応じて学校との連携を図り、継続的に支援を行うことが望まれます。
- (6) 必要に応じて、市町村教育委員会（教育支援センター等）へも情報を提供

するなどし、よりよい関係を構築することが求められます。

3 家庭との連携

- (1) フリースクール等民間施設・団体での支援経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に連携・協力関係が保たれていることが大切です。
- (2) 特に、宿泊による支援を行うフリースクール等民間施設・団体にあっては、たとえ当該施設の方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていることが大切です。

4 進路について

- (1) 児童生徒の社会的自立に向けて、学校と連携し、必要な情報等を適宜提供しながら、自己決定及び自己実現に向けて支援していくことが重要です。
- (2) 中学校卒業後の進学先に対しては、本人及び保護者の求めや了承を得ながら、当該生徒の状況や社会的自立に向けた支援等について、中学校との連携の下、必要に応じた引継ぎを行うことがその後の生徒の生活を支えることとなります。

<フリースクールが、学校と生徒の関係づくりを果たした支援例>

生徒Cは、部活の人間関係でトラブルがあり、学校に行けなくなりました。フリースクールDで、学習支援や相談活動を継続して行ったところ、職員との信頼関係ができ、「学校はどうでもいい」と言っていた生徒が、学校のことをよく話すようになりました。フリースクールDの職員は、学校で過ごす方法を考える時期であると考え、生徒Cと学校の担任それぞれに、フリースクールDで会って話をしてみることを提案しました。このことがきっかけとなり、学校の別室登校につながりました。フリースクールDからの支援内容の引継ぎが、学校での支援に大きな役割を果たした例です。

<フリースクールが、母親同士のつながりをつくることから始めた支援例>

生徒Eは、夏休み明けから、学校を休みたいと言うようになり、ゲームばかりをする昼夜逆転の生活になりました。母親はフリースクールFに相談しました。フリースクールFでは、親身になって話を聞き、一緒に対応について考えてくれ、母親は心強く思うとともにフリースクールFの職員への信頼感が生まれました。フリースクールFでは、定期的な親の会があり、母親は、親同士で話し合えることで、悩んでいるのは一人じゃないという気持ちになれました。母親の気持ちが安定し、生徒Eと関わる時間をより大切にするようになり、生徒Eは日中はフリースクールFで勉強するようになりました。



◎ 資 料

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日文科科学省）抜粋

（別記1）

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 趣旨

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

2 出席扱い等の要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン」（別添3）を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

- (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。
- (4) 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

3 留意事項

- (1) 義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組がもとより重要であること。すなわち、児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進することが重要であること。
- (2) 不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。その際、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

4 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

(別記2)

不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 趣 旨

不登校児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合がある。このような児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

2 出席扱い等の要件

義務教育段階における不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを利用して提供される学習活動であること。
- (3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添3）を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。（「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。）
- (5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。
- (6) ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活

動であること。なお、上記（３）のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。

- （７）学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

3 留意事項

- （１）この取扱いは、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- （２）ICTを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- （３）教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には、教育委員会や学校等が適切な事前の指導や研修、訪問活動中の援助を行うなど、訪問する者の資質向上等に努めること。
- （４）出席扱いの日数の換算については、学校や教育委員会が、例えば、対面指導の日数や学習活動の時間などを基準とした規程等を作成して判断することなどが考えられること。
- （５）ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。
また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えたりすることも考えられること。
- （６）このほか、本制度の活用にあたっては、別紙を参照すること。

4 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

(別紙)

指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点

- 1 ICT等を活用した学習活動とは例えばどのようなものがありますか。
 - 「ICT等を活用した学習活動」には、インターネットのほか、郵送や電子メール、FAXなどを利用して提供されるものも含まれ、例えば次のような例があります。
 - ・民間業者が提供するICT教材を活用した学習
 - ・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
 - ・教育支援センター作成のICT教材を活用した学習
 - ・学校のプリントや通信教育を活用した学習
 - ・ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）

- 2 在籍校の校長が、出席扱いについて有効・適切であると判断する場合の基準がありますか。
 - 一人一人の児童生徒の状況や学校、地域の実態が異なるため、文部科学省から一律の基準を示すことはしていません。しかし、児童生徒の努力を学校として評価し、将来的な社会的自立に向けた進路選択を支援するという趣旨から、学校や教育委員会において一定の基準を作成しておくことは必要であると考えます。

また、既に基準を作成している場合でも、それが古いものであれば、今の時代の状況にあったものになるよう見直すことも検討すべきです。

- 3 当該生徒が指導要録上の出席扱いになることにより、具体的にどんなメリットがありますか。
 - 不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や卒業後の進路選択の妨げになっている場合もあることから、このような児童生徒に対し、学習等に対する意欲やその成果を認め、適切に評価することは、自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立を支援することにつながります。

4 訪問等による対面指導は誰が行えばよいですか。

- 対面指導を行う者としては、在籍校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家のほか、教育支援センターの職員、教育委員会等による事前の指導・研修を受けたボランティアスタッフなども想定されます。

5 計画的な学習プログラムとはどのようなものですか。

- 学年や個々の学習の理解の程度に応じたものであり、在籍校の年間指導計画に準拠した形で月ごとや学期ごとなどある程度長期的な計画になっていることが望ましいと考えています。民間業者が提供する教材を活用する場合などは、あらかじめ決められている学習プログラムを活用してもかまいません。

6 学習活動の評価はどのようにすればよいですか。

- 出席扱いとした場合、必ずその成果を評価に反映しなければならないわけではありませんが、すべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、たとえば自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載がのぞまれます。
また、民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられます。

7 指導要録上の出席扱いと判断しなかった事例がありますか。

- 出席扱いと判断しなかったケースについては、教育委員会への聞き取りから、例えば次のような事例を把握しています。
 - ・学校が、家庭訪問等による対面指導を設定したが、家庭の協力が得られないことから、当該児童の状況や学習状況の様子が十分確認できなかった。
 - ・無料のインターネット学習プログラムを利用していたが、当該プログラムにおける学習のねらいや内容が明確でなかった。

- 8 出席扱いと判断した場合に、留意すべき点がありますか。
- 自宅におけるICT等を活用した学習活動を「出席扱い」とすることにより、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意する必要があります。家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ学校外の公的機関や民間施設等での相談・指導を受けることができるように段階的に調整していくことも大切だと考えます。

民間施設についてのガイドライン（試案）

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

- ① 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

- ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

教育支援センター整備指針（試案）

1 趣 旨

教育委員会は、教育支援センター（以下「センター」という。）の整備に当たって、この指針の定めるところに留意し、不登校児童生徒に対する適切な支援を行わなければならない。

2 設置の目的

センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。以下同じ。）を行うことにより、その社会的自立に資することを基本とする。

3 自己評価・情報の積極的な提供等

センターは、その目的を実現するため、その相談・指導、その他のセンターの運営状況について改善・充実を図るとともに、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

センターは、その相談・指導、その他のセンターの運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

4 対象者

入室や退室等に関する方針や基準が明らかにされていること。

不登校児童生徒の入退室等の決定については、その態様等を踏まえ、センターにおける指導の効果が達せられるよう児童生徒の実情等の的確な見立て（アセスメント）に努めるものとする。その際には、当該児童生徒が在籍する学校関係者はもとより、専門家を含めて検討を行うことが望ましい。

必要に応じて、中学校を卒業した者についても進路等に関して主として教育相談等による支援を行うことが望ましい。

5 指導内容・方法

児童生徒の立場に立ち、人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・指導を行う。

相談に関しては、共感的な理解に立ちつつ、児童生徒の自立を支援する立場から実施する。

各教科等の学習指導に関しては、在籍校とも連絡をとり、センター及び児童生徒の実情に応じて実施する。

指導内容は、児童生徒の実態に応じて適切に定め、個別指導と併せて、センター及び児童生徒の実情に応じて集団指導を実施するものとする。その際、児童生徒の実情に応じて体験活動を取り入れるものとする。

家庭訪問による相談・指導は、センター、地域、児童生徒の実情に応じて適切に実施することが望ましい。通所困難な児童生徒については、学校や他機関との連携の下、適切な配慮を行うことが望ましい。

センターは、不登校児童生徒の保護者に対して、不登校の態様に応じた適切な助言・援助を行うものとする。

6 指導体制

センターには、相談・指導などに従事する指導員を置くものとする。

指導員は、通所の児童生徒の実定員10人に対して少なくとも2人程度置くことが望ましい。

指導員には、相談・指導、学習指導等に必要な知識及び経験又は技能を有し、かつその職務を行うに必要な熱意と識見を有する者を充てるものとする。

教育委員会は、指導員の資質向上のため適切な研修の機会を確保するよう努めることとする。

カウンセラーなどの専門家を常勤又は非常勤で配置し、児童生徒の指導方針等につき、協力を得ることが望ましい。

その他、年齢、職種等、多様な人材の協力を得ることが望ましい。その際、協力を得る人材の実情に応じ、適切な研修を行い、又は指導体制等を整えることが望ましい。

7 施設・設備等

施設・設備は、相談・指導を適切に行うために、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものとする。

センターは、集団で活動するための部屋、相談室、職員室などを備えることが望ましい。

センターは、運動場を備えるなどスポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていることが望ましい。適切な施設を有しない場合は、積極的に他のセンター等と連携することが望ましい。

センターでの個別学習や、家庭との連絡のため、必要な情報通信機器・ネットワークが整備されていることが望ましい。

センターには、相談・指導を行うため、児童生徒数に応じ、保健衛生上及び安全上必要な教具（教科用図書、学習ソフト、心理検査用具等）を備えるものとする。また、これらの教具は、常に改善し、補充するよう努めなければならない。

8 学校との連携

指導員等は、不登校児童生徒の態様に応じ、その支援のため、在籍校との緊密な連携を行うものとする（定期的な連絡協議会、支援の進め方に関するコーディネート等の専門的な指導等）。

指導員等は、不登校児童生徒の学校復帰後においても、必要に応じて在籍校との連携を図り、継続的に支援を行うことが望ましい。

指導員等は、児童生徒の実情等の的確な見立て（アセスメント）にそった児童生徒の個々の回復状況を把握し、守秘義務に配慮した上で、本人、保護者の意向を確かめて在籍校に学習成果等を連絡するものとする。

指導員等は、不登校に関し、学校に対する専門的な指導・助言・啓発を行う。

9 他機関・民間施設・NPO法人等との連携

センターは、教育センターや社会教育施設などの教育機関や児童相談所、警察、病院、ハローワーク等の関係機関との連携を適切に図り、不登校に関する地域ぐるみのサポートネットワークづくりに努めるものとする。

センターは、不登校関係の民間施設、NPO法人等との連携・協力を適切に図ることが望ましい。

民間施設との連携については国が示している「民間施設についてのガイドライン」等に留意するものとする。

10 教育委員会の責務

教育委員会は、前各項の趣旨が達せられるよう、教育委員会規則の制定や指導体制の充実等、センターの整備に関し必要な方策を講じなければならない。

教育委員会は管轄地域以外のセンターの連携・協力関係が、適切に図ることができるよう配慮しなくてはならない。

「学校以外の場で学ぶ児童生徒を支援するための連携に関するガイドライン」に係る検討会委員一覧
(敬称略・50音順)

秋田 剛志	社会福祉法人わたげ福祉会仙台市ひきこもり地域支援センター長
石井 義之	宮城県PTA連合会副会長
石川 俊樹	宮城県総務部私学・公益法人課 副参事
石川 昌征	フリースクールだいと 代表
石川 好典	学校法人三幸学園飛鳥未来中等部・初等部仙台教室 総括教育部長
伊藤 雄高	NPO 法人アスイク ユニットリーダー・コーディネーター たがじょう子どもの心のケアハウス スーパーバイザー補助
及川 芳彦	富谷市教育委員会 教育長
久保 順也	宮城教育大学 教授
鈴木 平	NPO 法人TEDIC 石巻圏域子ども・若者総合相談センター 代表理事
中村みちよ	多様な学びを共につくる・みやぎネットワーク代表 代表理事
永山 晋	仙南けやき教室 所長
沼田 敦子	名取市子どもの心のケアハウス「はなもも教室」 スーパーバイザー
平塚 真一郎	東松島市立矢本第一中学校 校長
宮本 利浩	岩沼市立岩沼小学校 校長
武藤 裕子	宮城県保健福祉部子育て社会推進課 子ども・子育て支援専門監